## 地方独立行政法人山梨県立病院機構 第4回理事会 議事録

1 日 時 平成 28 年 3 月17日（木）午後 4 時～午後5時 00 分
2 場 所 県立中央病院 2階 理事長室
3 出席者 理事長 小俣政男
理 事 土屋幸治，藤井康男，篠原道雄
監 事 早川正秋，加藤隆博
（欠席者 なし）
（出席者 理事長•理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。）

## 4 会議次第

（1）理事長あいさつ
（2）議 事

## ○事務局 —27年度計画変更案について—

27 年度計画については，第3回理事会において，収支見込が当初予算を上回る見込 みとなることから，予算収支計画，資金計画の変更したところである。

しかし，直近の収支状況を踏まえた決算見込みにおいて，12月変更予算を上回る見込みとなることから，再度変更案を提出するものである。

27 年度の決算見込みについて，資料2をご覧いただきたい。
法人経営の一番右側の欄が 12 月変更予算との増減を示しており，収入は 12 月の変更予算より 10 億 100 万円の増となる。その内，医業収益が 9 億 8,700 万の増となり，特に中央病院の外来収益は 7 億 9 千万円増で，主な増加要因はC型肝炎治療薬による収入増である。

なお，中央病院の外来収益の決算見込み額 75 億 9,200 万円であるが，そのうち肝炎治療薬による収入は 22 億 5 千万円程度を見込んでいる。

肝炎治療薬を除いた外来収益についても， 53 億 4 千万円程度を見込んでおり， 27 年度計画の 46 億 6， 200 万円を大幅に上回る見込みとなっている。

一方，支出は，12月変更予算より 5 億 400 万円の増を見込んでおり，主な増加原因 は，C型肝炎治療薬の払出し増であり，薬品費が 6 億 4,500 万円の増を見込んでいる。 なお，12月変更予算からの減少要因は，給与費の 1 億 4， 200 万円減を見込んでいる。

人事委員会勧告による給与費の増はあるものの，退職給付引当金への積立て費用 が当初予算より減少していること等が，減少要因である。

計上利益は収入が増加した一方，経費節減等に努め，支出の増を抑制したこと等か

ら，当初予算より 1 億 6,600 万円， 27 年度計画より 1,700 万円増の 9 億 3,800 万円を見込んでおり，純利益についても 8 億 9,100 万円を見込んでいる。
以上より，平成 27 年度計画の予算，収支計画及び資金計画について，それぞれ税込や減価償却費等を除く等の積算を行い，資料 1 のとおり変更案を作成した なお，資料 6 において，平成 27 年度決算見込みは， 12 月変更予算では 4 月から 9 月の上期をベースとして計上し，経常利益を 4 億 4，100 万円，純利益を 3 億 3， 100 万円と見込んでいたが，下期の医業収益等の高収益で推移したことから， 26 年度決算と比較すると，計上利益は 1 億 8,200 万円増の 9 億 3,800 万円，純利益は 1 億 4,900 万円増の 8 億 9,100 万円を見込んでいる。以上で，簡単ではあるが，27年度計画の変更案の説明とする。

○監事 肝炎治療薬で収入が 10 億円ほど上がったということか。

○事務局 肝炎治療薬によるものだけでなく，それに付随した診察等により上がったという ことである。

## ○事務局 —平成 28 年度計画について—

28 年度計画に関する資料は，資料 3 から 8 である。このうち修正内容をまとめた資料 3 及び資料 5 により説明する。

28 年度は，27年度から31年度までの5ヶ年計画である，第2期中期計画の 2 年目 となる。28年度計画は，第2期中期計画を達成するため，27年度計画をベースに，新たに取り組む項目等を追加，修正したものであり，構成等に大きな変更はない。

資料 3 は 28 年度計画の修正の概要である。総合診療科の開設等 2 項目， 3 の新たに取り組む項目の胎児超音波スクリーニング検査等 16 項目，合計 18 項目について追加修正している。

次に，資料 5 をご覧いただきたい。新たに取り組む項目の説明を行う。
総合周産期母子医療では，新たに 28 年度から胎児超音波スクリーニング検査等を実施し，異常があった際には分娩までの継続的なサポートを行うこととしている。

②）7対1看護体制への柔軟な対応では，各病棟を管理し，指導的な立場にある看護師長の役割が重要であることから，その処遇の改善を図るため，看護師長手当を新設 することとしている。
（3）医療の標準化と最適な医療の提供では，リニアックを利用した高精度の放射線治療，最新ロボット手術システムであるダビンチの導入，精神科リエゾン等により最適 な医療を提供していく。

⑤患者サービスの向上では，中央病院において，受付から精算までの患者の流れを円滑にするため，インフォメーションデスクを設置，また入院等の説明をワンストッ プで行う入院センターの設置を検討することとしている。
⑥診療情報の適切な管理では，医療情報の効率的な管理を行うため，文書管理シス テムを導入し，紙文書の電子化によるペーパーレス化を推進することとしている。

これにより，電子カルテ上で紹介状，検査記録等の確認が可能となり，適切な医療 の提供や，患者サービスの向上につながると考えている。
（1）地域医療機関との協力体制の強化では，患者や担当職員が容易に地域の連携医療機関を確認でき，連携医への紹介をスムーズに行えるよう，システム構築の検討 を行うこととしている。
（2）（2）研修医，専修医の受入態勢の強化では，新専門医制度にて内科，総合診療科，救急科，精神科で基幹施設として，その他の科では連携施設として専修医の受入 を行うため，各領域の研修管理委員会の発足等，必要な準備を行うこととしている。

第2の1，医療環境の変化に対応できる運営体制の構築では，肺がん・呼吸器病セ ンター及び遺伝子診療センタ一等を設置するとともに，診療分野ごとに内科，外科を細分化し，再編成する等，大幅な組織の見直しを行い，指揮命令系統を明確化するこ とにより，最適な医療を提供していく。

3 の（1）診療報酬請求の事務の強化では，診療報酬請求や医療事務補助の体制強化のため，業務等の困難度や，専門性の高い業務に従事する職員に対し，処遇の改善 を図るため，病棟クラーク業務に対する引当て相当額を支給することとしている。
（4）材料費の適正化では，日本ホスピタルアライアンスかに加入し，共同購入に よるコスト削減について検討を進めることとしている。

6 （1）働きやすい職場環境の整備では，労働安全衛生法に基づくストレスチェッ クや，職員の働きやすい職場環境を整備していくため，労働安全対策局を設置するこ ととしている。
（2）資格取得を含む研修の充実では，医療従事者の臨床研修，技術研修を強化す るため，教育研修センターに臨床研修センター及び医療教育シミュレーションセン ターを設置することとしている。

次に 28 年度予算収支計画資金計画（案）について説明する。
予算は，業務執行の管理のため，現金手技に基づいて作成しているため，減価償却費等の現金を伴い，収入支出を除外する一方，建設改良や借入金の償還等を含む。

28 年度の予算編成は，経常収支の黒字を確実にするため，27 年度の決算見込みを分析し，適格な収入予測に努め，費用の削減等に重点を置いた編成に努めた。

予算規模については，収入 237 億 2,100 万円，支出 228 億 3,800 万円，計上利益 8 億

8 ， 300 万円，純利益 7 億 9,900 万円と編成した。
収入は 27 年度の決算見込みから 19 億 6,900 万円の減を見込んでいる。特に医業収益については，27年度決算見込みより19億1， 200 万円の減となる。
入院収益については，中央病院では診療報酬会計によるDPC医療機関係数の増に よる増収が 2 ， 400 万円程度，地域医療支援病院の指定等による増収が 1 億 1 千万円程度，営業日数の減（1日減）による減収等から，27年度決算見込みより1億1千万円 の増を見込んでいる。
外来収益については，肝炎治療薬による収入が保険適用となった 27 年度より大幅 に減少する見込みであり，外来収益は 27 年度決算見込みより 20 億 3,200 万円の減を見込んでいる。
支出は，27年度決算見込みより 19 億 1,400 万円の減を見込んでいる。支出のうち給与費は 3 億 2,100 万円の増を見込んでいる。主な増加要因は人員増であり，28年度 は中期計画の実行に必要な職員を確保するため，中央病院では正規職員 16 名，北病院では4名の人員増を見込んでいる。

材料費については，27年度決算見込みより 18 億 4,200 万円の減を見込んでいる。材料費のうち，薬品費については，肝炎治療薬の払出し減による 18 億 6,200 万円の減を見込んでいる。

計上利益については，8億8，300 万円を見込んでおり，27年度決算見込みより 5,500 万円の減となるが，28年度計画より 1,500 万円の増を見込んでいる。

なお，臨時損失として 28 年度は 8,400 万円を見込んでいる。これは施設機械備品等の除却損を見込んだものであり，特に北病院では 4,800 万円，これは 27 年度に発生した看護宿舎及び浄化槽の撤去に係る除却費を 28 年度に計上するものである。

次に，28年度に予算計上した新規及び主要事業について説明する。
28 年度事業の実施にあたり，主に患者サービスの向上，職員への福利厚生，業務改善に資する事業を中心として実施する予定である。
患者サービスの向上に資する主な事業として，家族とともに迎える出産をサポート する事業を予定している。現状，出産の 30 分から 1 時間ほど前に，陣痛室から分婏室に異動し出産を行うが，陣痛から出産まで同じ部屋で過ごせる陣痛分娩室の整備を行うものである。妊婦が家族とともにリラックスし，出産を迎えられる環境整備を行 うものであるが，具体的な整備内容等については，他病院の視察等を行いながら，検討していく予定である。

次に，病院パンフレットの作成についてである。今年度の職員提案制度で優秀賞 を受賞した事業であり，患者への病院案内，職員募集等にあたり，病院の特徴や魅力 を伝える有効な手段として病院パンフレットを作成するものである。

次に，職員への福利厚生に資する事業として，病児，病後児保育施設の開設を予定 している。子を持つ母として，仕事を続けていくにあたり，子供が病気の際に仕事を休まなければならないという課題がある。その課題解決のため，病児•病後児保育施設を開設し，家庭と仕事の両立及び医療従事者の離職の防止を図るものである。

次に，業務改善に資する事業として，個人番号法の施行に伴うマイナンバ一管理シ ステムの導入，保守サポート期間終了に伴うサーバ一更新等を予定している。

その他の事業として，28 年度は山梨県立中央病院が開院して 140 周年を迎える節目の年となることから，PR効果が高い 140 周年記念事業の開催を予定している。

以上が 28 年度の年度計画（案）及び予算案の説明である。

## 採決の結果，理事等から異議がなく，原案のとおり可決された。

## ○事務局 —規程改正について—

役員報酬規程の一部改正についてである。
これは山梨県人事委員会勧告及び山梨県知事等の通勤手当お呼び期末手当支給条例の一部改正に鑑み，理事長等の賞与の支給割合を改正するものである。
具体的には，年間支給割合を 6 月と 12 月を合わせて現行の「年 3.1 月分」のとこ ろを「0． 05 月分」増の「年3．15月分」に改正するものである。
なお，平成 27 年度については， 12 月期の支給割合を「1． 625 月分」から「0． 05 分」増の「1． 675 月分」とする。

また，平成 28 年度については，6月期と 12 月期をそれぞれ「0． 025 月分」の増の改定となる。
施行期日は，平成 27 年度分については，平成 27 年 12 月 1 日を適用とし，平成 28 年度分については，平成 28 年 4 月 1 日からとする。
続いて，平成 28 年度の組織規程等の一部改正である。
中央病院ではこれまで，院内委員会により活動していた病院職員の労働安全と健康確保について，より充実を図るとともに，快適な職場環境の形成を促進するため，新 たに労働安全対策局を新設する。

また，教育研修センターの機能をさらに強化し，高度で専門的な医療の提供に向け，医療の質の向上を図るため，臨床研修センターと医療教育シミュレーションセンター を新設する。

また，従来医療局として，教育研修センター，総合診療感染症センター，内科系診療統括部 10 科，外科系診療統括部 16 科，救命救急センター，周産期センター，地域連携センター，臨床試験管理センターなど，多くの組織を医療局長の管理下としてい

た，各統括部において，直接指示等ができるなど，より効率的，かつ機動的に診療管理を行うため，医療局長のポストを廃止し，副院長を3人体制にするとともに，内科系診療統括部 10 科を内科系第 1 診療統括部 9 科及び第 2 診療統括部 5 科に，外科系診療統括部 16 科を外科系第 1 診療統括部 5 科，第 2 診療統括部 6 科，第 3 診療統括部 8 科に細分化するとともに，統括部長及び統括副部長を配置する。

さらに，特定疾患センターを設置し，肺がん，縦隔腫瘍，気胸などの幅広い呼吸器疾患に対し，内科系•外科系を組み合わせた集学的治療を行い，高度で専門的な診療機能の充実を図るための肺がん・呼吸器病センターを，胎児超音波スクリーニング検査などの遺伝医学的な知識，経験に基づく遺伝カウンセリングの充実を図るための，遺伝子診療センターを新設する。

また，看護局においても，現在の看護局長を副院長とすることで，病院長直下の局 として，より効率的かつ機動的な組織とする。
次に，北病院では，職員数約 200 名の大所帯の機能の充実を図り，より効率的かつ機動的な診療管理を行うため，新たに社会生活支援部，医療部及び看護部を統括部と して新設する。

その他，今回の改正に併せて，所要の改正を行ったが，内容の変更はない。
なお，中央病院の労働安全対策局長，北病院の社会生活支援部長，医療部長，看護部長等のポストの新設に伴い，併せて管理職員等の範囲の定める規程についても，改正する。

次に，非常勤嘱託就業規則の一部改正についてである。
山梨県の非常勤嘱託取扱要綱が改正され，一定の要件を満たす非常勤嘱託職員につ いて，育児休業，育児部分休業，介護休業，介護休暇の取得が認められたことに鑑み，山梨県に勤務する非常勤嘱託職員との均衡の観点から，法人に勤務する非常勤嘱託等 も，育児休業，育児部分休業，介護休暇の取得を認めるよう改正するものである。
育児休業については，引き続き 1 年以上在職し，養育する子が 1 歳に達する日を超 えて引き続き在職することが見込まれ，一般職員のおおむね半分以上の勤務日がある非常勤嘱託等について，子が 1 歳に達する日までの間，育児休業をすることができる こととする。
育児部分休業については，引き続き 1 年以上在職し，一般職員の概ね半分以上の勤務日があり，1日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある非常勤嘱託等について，30 分を単位として，2 時間を超えない範囲において，3 歳に達するまでの子を養育するための部分休業をすることができることとしている。

介護休暇については，一般職員の概ね半分以上の勤務があり，引き続き 1 年以上在職し，介護休暇の期間の初日から93日を経過する日を越えて，引き続き在職するこ

とが見込まれる非常勤嘱託等について，連続する 93 日の範囲内で介護休暇を取得す ることができるとことする。
なお，いずれの期間も報酬は支給しないこととしている。
施行期日は，平成28年4月1日からとしている。
次に，臨時職員等就業規則の一部改正についてである。
一部の医療事務補助職員が，平成28年2月から病棟クラーク業務に従事しており，高度な専門性が求められることから，病棟クラーク業務に従事する医療事務補助職員 に対して，手当相当額を支給するものであります。

具体的には，臨時職員の賃金は日額で定められているが，医療事務補助職員が病棟 クラーク業務に従事した時に，日額単価に500円上乗せした額を支給することする。
施行日は平成 28 年 4 月 1 日からとしております。
次に，職員給与規程の一部改正についてである。
これは，山梨県人事委員会勧告及び山梨県職員給与条例等の一部改正に鑑み，職員給与規程の一部を改正するものである。

まず給料表の改定について，県人事委員会の人事委員会勧告に基づき，県条例等の改正に準じて，各職種の給料表の改定を行うものである。

具体的には，各給料表について若年層を中心に平均 $0.4 \%$ 引上改定するものである。
次に，諸手当の改定についてである。
まず，地域手当であるが，平成 27 年度は地域職給料表（一）適用者以外の支給割合を $3 \%$ から $3.3 \%$ に，医療職給料表（一）適用者支給割合を $15 \%$ から $15.5 \%$ とする。

また，平成 28 年度は，医療職給料表（一）適用者の支給割合を $16 \%$ する。
次に，管理職手当については，事務職給料表 8 級 1 種の支給額を 11 万 6，500 円か ら 11 万 6,800 円にする。
次に，初任給調整手当については，医師に対して支給している初任給調整手当を増額改定するものである。具体的には，最高額が 41 万 2,200 円から 41 万 3,300 円に改定する。

次に，単身赴任手当については，基礎額を 2 万 6 千円から 3 万円に改定する。
また，再任用職員に対しても，県に準じて単身赴任手当を支給することとする。
次に，期末勤勉手当の改定についてである。これは，県の改定に準じ，勤勉手当に ついて 0.1 月分を増額改定するものである。
具体的には年間支給割合について現行 6 月と 12 月を合わせて年 4.1 月分のところ を，0．1月分増の年4．2月分に改正するものである。
なお，平成 27 年度は， 12 月期の勤勉手当の支給割合を 0.75 月分から 0.1 月分増の 0.85 月分となり，平成 28 年度は， 6 月期と 12 月期を各 0.05 月分増の改定となる。

施行日は，給料表の改定，地域手当の 27 年度の支給割合，管理職手当及び初任給調整手当の改定については，平成 27 年 4 月 1 日から適用となる。

また，期末勤勉手当の 27 年 12 月期の勤勉手当の改定については，平成 27 年 12 月 1日から適用となる。

また，地域手当，及び 28 年度以降の支給割合，単身赴任手当及び期末勤勉手当の 28 年度以降の勤勉手当の改定については，平成 28 年 4 月 1 日からとしている。すべ ての報酬，給料等の改正に伴う追加支給は3月25日を予定している。

同じく，職員給与規程の一部改正についてであり，法人の組織の改編に伴い，職員給与規定の一部を改正するものである。

まず級別標準職務表の改正についてであるが，級別標準職務表に定めてある職務に ついて，中央病院において医療局長を廃止することに伴い，医療職給料表（一）級別標準職務表から医療局長を削除するとともに，看護師の副院長を配置することとに伴 い，医療職給料表（三）級別標準職務表に副院長を追加する。

また，北病院の組織改編により看護科を看護部とすることに伴い，総看護師長及び副総看護部長を中央病院と同じく看護部長及び副看護部長に変更するとともに，医療部長や，地域生活支援室長等の職を追加するものである。

次に，給料の調整額の適用区分の区分表の改正についてである。
改正の内容は，中央病院に精神保健福祉士を配置し，精神病患者の相談及び援助の業務に従事するため，調整額の支給対象に追加することとし，北病院の同種の職員と同様に調整数 2 を適用するものである。
次に，管理職手当支給区分表の改正についてである。
改正の内容は中央病院及び北病院の組織の改編に伴い新設された職を管理職手当支給区分表に追加するものである。

具体的には，中央病院には労働安全対策局長，内科系第一診療統括部長，内科系第二診療統括部長，外科系第一診療統括部長，外科系第二診療統括部長，外科系第三診療統括部長，特定疾患センタ一統括部長，労働安全対策局統括部長を，北病院には，医療部長，社会生活支援部長を新たに追加する。
労働安全対策局長の支給区分は四種または三種とし，内科系第一診療統括部長から労働安全対策局統括部長までの支給区分は六種または五種とし，医療部長の支給区分 は七種または六種とし，社会生活支援部長の支給区分は七種とする。

また，中央病院の副院長は支給区分を変更し，三種から四種，または三種とする。
次に管理職手当支給額表の改正についてである。
改正の内容は，看護師の副院長を配置することに伴い，医療職給料表三の7級三種 の手当て額を新設する。

施行期日は平成 28 年 4 月 1 日からとする。
同じく職員給与規程の一部改正についてである。
複雑性や困難性が増している看護師長等の職務実態に鑑み，看護師長などに対する特殊勤務手当を新設するため，職員給与規程の一部を改正するものである。
主任看護師長，看護師長，及び副看護師長は病棟または外来の運営管理等の業務に加え，医師等の他職種と連携して退院時即日会計の徹底や，診療報酬の施設基準算定漏れがないか確認する新たな業務を担うなど，医療の高度化に伴い，勤務の複雑性や困難性が高くなっていることから，看護師長等に対する特殊勤務手当である特殊看護手当を新設する。
具体的には，外来及び病棟運営管理等の業務に従事した際，主任看護師長又は看護師長に対し，1月につき 2 万円を，副看護師長に対して 1 月につき 1 万円を支給する。
施行期日は平成 28 年 4 月 1 日からとしている。
次に，使用料及び手数料規程の一部改正についてである。
まず，死亡時画像診断における費用についてである。平成27年10月1日からの医療事故調査制度の開始に伴い，別表1—②のとおり，新たに設定するものである。
次に，妊娠初期胎児超音波スクリーニング検査における費用についてである。娃娠 11 週から 14 週に実施する超音波検査で，胎児の様子が分かることにより，娃婦の不安を取り除いたり，また胎児の首の後ろのむくみを計測することにより，胎児の染色体異常や心奇形などのリスク判定を行う検査である。
今回，検査の実施に伴い，別表1－（2）のとおり，新たに設定するものである。
次に，妊娠中期胎児超音波スクリーニング検査における費用についてである。娃娠 22 周から 30 周に実施する超音波検査で，胎児の全身にわたる詳細な形態異常の有無 を評価する検査である。開業医からの紹介による娃婦も対象とすることで，県内の周産期管理の質を高め，より安全な出産を目指していくために必要な検査である。
今回，検査の実施に伴い，別表1－（2）のとおり，新たに設定するものである。
次に，非侵襲的出生前遺伝学的検査における費用についてである。母体から採血し， その血液中に含まれるDNAを数えることで，ダウン症などの染色体疾患を検出する検査である。検査結果とその後の対応や，転帰を調べる臨床研究として実施すること で，医療の質の改善に貢献するものである。
今回，臨床研究の実施に伴い，別表1－2）のとおり，新たに設定するものである。
最後に，マイクロアレイ検査における費用である。羊水や絨毛から得られた胎児由来の細胞からDNAを抽出し，先天性異常の原因となっている染色体の変化の分析を行う検査である。オプションとして，簡易染色体検査をつけることも可能であり，検査結果と，その後の対応や転帰を調べる臨床研究として実施することで，医療の質の

改善に貢献するものである。今回，臨床研究を実施するのに伴い，別表1－（2）のより新たに設定するものである。

施行期日は，平成 28 年 4 月 1 日からとする。
同じく，使用料及び手数料規程の一部改正についてである。
現在，使用料及び手数料規程に氷枕やガ一ゼなどの治療材料費を掲載しているが，本来は診療報酬にて請求すべき項目が自費請求として患者本人が請求されると誤解 される恐れがあることから，これまでも旧表の（1）について，自費請求をするケースは なく，有名無実化している実態を鑑み，それらの項目を削除するものである。

施行期日は，平成28年3月18日からとする。
次に，地方独立行政法人山梨県立病院機構宿舎管理規程の一部改正についてである。
これは，平成 28 年 2 月に老朽化した県立北病院看護宿舎を解体撤去したため，別表1より該当宿舎名を削除するものである。

施行期日は，平成28年3月18日からとする。
次に，地方独立行政法人山梨県立病院職員被服貸与規程の一部改正についてである。
これは，業務拡大に伴い，被服貸与の対象職員の追加と，一部職種について被服の貸与方法についての変更をするものである。

今回，病棟外来に配属となる医療事務補助者について，患者との接点の多さなどを考慮し，被服の貸与を行うものである。

また，医師，歯科医を除いたコメディカルについて，採用時から 3 年目までを各年 2 組，その後，各年 1 組の貸与をしていたが，採用時の貸与数が少なく，次回貸与時 まで常に清潔な被服で業務を行うことが困難であることから，採用時に 4 組の上下衣 を貸与し，その後は各年1組と貸与方法を変更するものである。総貸与数は変更なし。施行期日は，平成 28 年 4 月 1 日からとする。

## 採決の結果，理事等から異議がなく，原案のとおり可決された。

## －各病院の稼働状況について—

○土屋院長 入院と外来の稼働額について，1月は過去最高の16．11億円であった。累計では昨年度比 23.57 億円増となっており，これも肝炎治療薬の値段が影響している。

入院の稼働状況でも 1 月は過去最高であり，当院に患者が集まってきているとい う印象である。

平均在院日数については，一時は12日程度まで下がったが，1月に重症患者数 が多かったこともあり，13．3日となっている。

また新規入院患者数は，今年度は対昨年比 379 人増となっている。
平均単価は，1月は入院稼働額が高かったこともあり，過去最高額の 6 万 8,094 円 となっている。

当院に患者が非常に集まっており，紹介患者が増加している。

○議長 次に北病院の説明を願う。

○藤井院長 入院と外来の稼動額に関しては，今年度は非常に好調である。特に前半が非常に好調であった。累計でも，対昨年度比 6,905 万円増である。

入院の稼働額については，救急入院医療病棟が 2 棟になったこともあり，昨年度 から順調に増加傾向にある。

平均在院日数は，70日程度であり，60日台にできるかというところである。自治体病院では全国4位の日数である。

今年度の新規入院患者は約 700 人となる見込みであり，昨年度より少ない。

## （3）その他

○司会
土屋理事，篠原理事は，今月 31 日付けで退職されることとなった。両理事のこ れまでのご尽力に対し，厚くお礼を申し上げる。
最後に，平成 28 年度第 1 回理事会の日程について，お諮りしたい。6月22日水曜日の 16 時からということでよろしいか。
以上をもって，平成 27 年度第 4 回理事会を終了とする。

